

## 本学における新型コロナウイルス感染予防の方針

## I 大学全体の管理レベル

警戒 LV	状態	活動 LV	①大学入構	①学生滞在	②授業	③学内施設	④課外活動	⑤研究活動	⑥外出や旅行	⑦学内会議
		0：通常								
A 要注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学生と教職員や学内関係者がセルフケア中心の感染防止対策のみで対応できる</li> <li>■学内で罹患患者又は濃厚接触者が出ていない状況</li> <li>■県内の感染者が一定程度に留まり、学内における感染リスクが低い</li> </ul>	1：一部制限	学生－通常 教職員－通常 学外者－通常	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対策の上、通常</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■感染防止の上、通常</li> <li>■教室の収容定員管理、大規模と密集な授業は避ける</li> <li>■授業展開の中で非対面方式混在可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■感染防止の上、通常</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■感染対策を講じ、手続き制で許可</li> <li>■平日7時～20時00分</li> <li>■休日9時～17時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■感染防止の上、通常</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■行政の自粛要請に従う。業務上やむを得ない場合、許可を得て認める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■感染防止の上、対面会議</li> </ul>
B 警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学内の感染防止対策を行うことを条件に活動ができる</li> <li>■学内で罹患患者が出ていない状況、又は出ているが感染拡大が想定されない状況であるものの、特定の事項について感染拡大防止対策を強化する必要があると認められる状況</li> <li>■感染の危険性はあるものの、国や自治体から本学への休校要請がない</li> <li>■感染の危険性が減少している</li> </ul>	2：制限－小	学生－通常 教職員－通常 学外者－通常	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対策の上、通常</li> <li>■対策の上、学内滞在可</li> <li>■自学実習可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■感染防止の上通常</li> <li>■教室の収容定員管理、大規模と密集な授業は避ける</li> <li>■授業展開の中で非対面方式混在可</li> <li>■実験実習はガイドライン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■感染防止の上、通常</li> <li>■自学実習も可</li> <li>■学内に非対面方式授業の受講環境整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■感染防止の上、感染リスクの高くない活動のみ手続き制で許可</li> <li>■平日7時～19時半</li> <li>■休日9時～17時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■感染防止の上、通常</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■行政の自粛要請に従う。業務上やむを得ない場合、許可を得て認める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■感染防止の上、対面会議</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■感染状況を注視しながら、学内における活動を自粛する必要がある</li> <li>■学内で単発の罹患患者が出ているが、感染拡大のリスクが低い、又は感染拡大が見込まれる範囲が限定的である状況</li> <li>■学内において感染の拡大の恐れがあると判断した</li> <li>■単発で罹患患者が出ており、学内施設を一時閉鎖する必要がある</li> <li>■感染の危険性はあるものの、国や自治体から本学への休校要請がない</li> </ul>	3：制限－中	学生－制限 教職員－通常 学外者－制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>■制限</li> <li>■不要な滞在は認めない</li> <li>■自学実習不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■時間割り上で非対面方式を混在</li> <li>■特例で認めた授業は対面で実施可能</li> <li>■大学院生の研究、卒業研究活動等は指導教員の下、認める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■実験実習、卒業研究等での図書館利用は可</li> <li>■学内に非対面方式授業の受講環境整備</li> <li>■PC演習室の利用は可</li> <li>■施設利用時間制限有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■感染防止の上、屋外での活動のみ手続き制で許可</li> <li>■活動団体の制限有</li> <li>■活動時間は2時間目安</li> <li>■平日7時～18時半</li> <li>■遠征、合宿等は禁止、公式試合等は考慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■感染防止の上、最小限の研究活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■行政の自粛要請に従う。業務上やむを得ない場合、許可を得て認める。</li> <li>■流行地域への出張は注意し、許可を得る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■必要最低限の対面会議のみ</li> <li>■許可制でオンライン会議を認める</li> </ul>
C 高度警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学生や教職員に複数の罹患患者が同時に出て、学内感染の危険性があり、感染拡大の可能性が高い</li> <li>■学内で複数罹患患者が同時に発生し、更なる感染者の増加が想定される状況</li> <li>■国、県や自治体からの緊急事態宣言などにより、本学への休校要請がある</li> </ul>	4：制限－大	学生－禁止 教職員－制限 学外者－制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>■認めない</li> <li>■必要な手続きのみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■非対面方式のみで授業を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学内に非対面方式授業の受講環境整備、予約制</li> <li>■PC演習室の利用は予約制</li> <li>■施設利用時間制限有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■活動は認めない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■許可制、入構記録を求める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急事態宣言対象地域への出張・旅行は禁止する</li> <li>■その他地域への旅行は自粛する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■オンライン会議を中心とする（意思決定の会議は除く）</li> </ul>
D 緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>■キャンパス内の複数部局で罹患患者が出ているもしくはクラスター感染の発生がある</li> <li>■学内において重大な緊急事態が発生した・県内で感染源が特定できない感染者が多発している</li> <li>■大学を閉鎖せざるを得ない状況</li> <li>■感染拡大により、教職員が出勤できない状態である</li> <li>■県知事による外出自粛要請、大学の施設使用停止要請がある</li> </ul>	5：停止	学生－禁止 教職員－制限 学外者－制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>■認めない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■実施可能な非対面方式のみ授業を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学内に非対面方式授業の受講環境整備、予約制</li> <li>■施設利用時間制限有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■活動は認めない</li> <li>■公式試合も禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■許可制、入構記録を求める</li> <li>■在宅での研究活動を推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■禁止する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■オンライン会議を中心とする（意思決定の会議は除く）</li> </ul>

II 現時点における管理レベルを示すもの 更新 令和4年7月1日

活動区分 /管理 LV	①大学入構・学生滞在	②授業（講義・演習、実験・実習）	③学内施設の利用	④学生の課外活動	⑤教員の研究活動	⑥学生・教職員に対する不要不急な外出 や旅行	⑦学内会議
0：通常							
1： 一部制限	<p>■学部生・大学院生は、学内における新型コロナウイルス感染症対策を遵守した上、登校できる。</p> <p>■教職員は、通常どおり入構できる。</p> <p>■学外者は、通常どおり入構できる。守衛所で入構管理必須とする。</p>	<p>■授業は、従来どおりに授業を実施することができる。感染防止に配慮しつつ、非対面方式を状況に応じて取り入れ、大規模・密集となる対面授業は避ける。授業は、授業教室等の収容定員管理の下、実施する。</p>	<p>■学内施設は、従来どおりに利用できる。</p>	<p>■学生団体・サークル等の課外活動は、感染対策を講じ、所定の手続きの上、許可する。</p>	<p>■教員は、従来どおり実施する。</p>	<p>■出張・旅行は、行政の自粛要請に従う。業務上やむを得ない場合、許可を得て認める。</p>	<p>■感染防止措置の上、対面会議を行う。</p>
2： 制限一小	<p>■学部生・大学院生は、学内における新型コロナウイルス感染症対策を遵守した上、登校できる。</p> <p>■教職員は、通常どおり入構できる。</p> <p>■学外者は、通常どおり入構できる。守衛所で入構管理必須とする。</p>	<p>■授業は、感染対策に配慮して対面授業を実施することができる。感染防止に配慮しつつ、非対面方式を状況に応じて取り入れ、大規模・密集となる対面授業は避ける。授業は、授業教室等の収容定員管理の下、実施する。</p> <p>■実験・実習は、ガイドラインを定め、実施する。</p>	<p>■学内施設は、所定の手続きの上、感染状況に十分配慮しつつ、学内施設を利用することが出来る。</p> <p>■学内に、学内無線 LAN や PC 等を利用できる所定場所（アクセスポイント）を設置する。</p>	<p>■学生団体・サークル等の課外活動は、感染状況に十分配慮しつつ、所定の手続きの上、許可する。</p>	<p>■教員は、必要な感染対策を行った上で実施する。</p>	<p>■出張・旅行は、行政の自粛要請に従う。業務上やむを得ない場合、許可を得て認める。</p>	<p>■感染防止措置の上、対面会議を行う。</p>
3： 制限一中	<p>■学部生・大学院生の登校を禁止する。ただし、特例的なこと、学内手続きが必要な場合、入構は認める。自学実習での滞在、不要な滞在は認めない。</p> <p>研究活動等のための入構は認める。</p> <p>■教職員は、通常どおり入構できる。</p> <p>■学外者の入構は、大学運営上、必要な場合は、大学の許可を得て認める。守衛所で入構管理必須とする。感染拡大の他県からの入構は、原則禁止します。（大学の許可を得て認めることができる。）</p>	<p>■講義・演習の授業は、非対面方式を計画的に取り入れ実施する。ただし、大学が認める特例的な授業を除く。</p> <p>■大学院生の研究活動や卒業研究活動は、指導教員の下で、所定の手続きの上、許可する。</p>	<p>■実験・実習、卒業論文・卒業研究のための図書館利用、アクセスポイントの利用等は可とする。</p> <p>■PC 演習室利用可能とする。</p> <p>■予習・復習のために学内施設における自学自習は不可とする。</p> <p>■学内施設の利用時間短縮</p>	<p>■学生団体・サークル等の課外活動は、活動状況に応じて所定の手続きの上、許可する。また、遠征・合宿等は禁止する。公式試合等は考慮する。</p>	<p>■教員は、必要な感染対策を行った上で最小限の研究活動を学内で実施できる。</p>	<p>■出張・旅行は、行政の自粛要請に従う。流行地域への国内外出張は注意する。業務上やむを得ない場合、許可を得て認める。</p>	<p>■必要最低限の対面会議のみ実施する。</p> <p>■オンライン会議は、学長及び委員長等が認めた場合のみ、守秘義務を厳守した上で、可とする。</p>
4： 制限一大	<p>■全ての学部生・大学院生の登校を禁止する。入構する場合は、事前に大学の許可を得て、認める。</p> <p>■教職員は、感染対策に配慮しつつ、業務の性質に応じて、所属長の許可を必要とし、入構記録を残す。</p> <p>■学外者の入構は、大学運営上、必要な場合は、大学の許可を得て認める。守衛所で入構管理必須とする。感染拡大の他県からの入構は、原則禁止します。（大学の許可を得て認めることができる。）</p>	<p>■授業は、非対面方式のみ実施する。</p>	<p>■アクセスポイント、PC 演習室利用可能（予約制）とする。</p>	<p>■全ての学生団体・サークル等の課外活動は、禁止する。</p>	<p>■教員は、学部長の許可の下で、研究室への立ち入ることができる。入構記録を残す。</p>	<p>■緊急事態宣言対象地域への出張・旅行の禁止、その他地域への旅行は自粛を要請する。</p>	<p>■オンライン会議を中心とする。（意思決定等に係る会議は除く）</p>
5：停止	<p>■全ての学部生・大学院生の登校を禁止する。入構する場合は、事前に大学の許可を必要とする。</p> <p>■教職員は、感染対策に配慮しつつ、業務の性質に応じて、所属長の許可を必要とし、入構記録を残す。</p> <p>■学外者の入構は、大学運営上、必要な場合は、大学の許可を必要とする。守衛所で入構管理必須とする。感染拡大の他県からの入構は、原則禁止します。（大学の許可を得て認めることができる。）</p>	<p>■授業は、実施可能な非対面方式のみ実施する。</p>	<p>■アクセスポイント、PC 室利用可能（予約制）とする。</p>	<p>■全ての学生団体・サークル等の課外活動、イベントや試合は、全面禁止する。</p>	<p>■教員は、学部長の許可の下で、研究室への立ち入ることができる。入構記録を残す。</p> <p>■在宅での研究活動を推奨する。</p>	<p>■禁止する。</p>	<p>■オンライン会議を中心とする。（意思決定等に係る会議は除く）</p>

Ⅲ 学生の課外活動に対する制限等について 更新 令和4年7月1日

- 基本事項 ①活動一週間前に活動許可願を学生支援係へ申請し、学生部で申請内容を確認後、活動の可否を判断する。認められたサークル団体のみ活動できる。  
 ②サークルの部長及び代表は、サークル独自の「新型コロナウイルス対応ガイドライン」を作成し事務部に提出すること。さらに、必ずミーティング等を開催し、ガイドラインと感染防止対策を活動前に部員に周知する。  
 ③活動後は、利用した物品等の消毒を行う。

	活動概要	内容	活動時間帯	屋内施設	屋外施設	その他
0：通常						
1：一部制限	■感染防止措置を講じた上で、3密を避けて活動可能	■感染防止対策を講じ、所定の手続きを行った上で、屋外での活動及び屋外施設の利用を可能とする	■活動時間は3時間/日以内を目安とする。 ■7時～20時00分（平日） ■9時～17時（土日祝日、長期休暇中）	■屋内施設は、換気が可能な部室、教室、森口記念館、5号館3階学生ホール、体育館アリーナ、ステージ、体育室3、体育館トレーニング室は使用可とする ■更衣室、シャワー室は使用可とする。	○	■サークルの部長及び学生代表が責任をもって管理・監督すること。 ■学生支援係で、消毒用（アルコール消毒液や雑巾）の物品を借用する団体の活動時間は、原則、事務窓口の業務取扱時間内とする。
2：制限一小	■感染防止措置を講じた上で、感染リスクの低い活動のみ可能	■感染防止対策を講じ、所定の手続きを行った上で、屋外での活動及び屋外施設の利用を可能とする ■部員数が多いサークルは、1回の活動人数を制限して、複数班に分けるなど部内で調整し、活動する	■活動時間は3時間/日以内を目安とする。 ■7時～19時30分（平日）、ただし、学生支援係の下で活動する団体は、事務窓口の業務取扱時間内とする。 ■9時～17時（土日祝日、長期休暇中）	■屋内施設は、換気が可能な部室、教室、森口記念館、5号館3階学生ホール、体育館アリーナ、ステージ、体育室3は使用可とする ■体育館トレーニング室の利用を希望する場合には、活動申請とは別に使用計画を提出する ■使用不可能な施設：シャワー室	○	■サークルの部長及び学生代表が責任をもって管理・監督すること。 ■部室のカギの貸し出しは、学生支援係の許可が必要。 ■活動人数の目安は、活動場所で制限を設ける。例えば、体育館では1団体20名以下、教室は広さによるが10名以下等、学生部で指示した人数で活動を行う）
3：制限一中	■感染防止措置を講じた上で、特別な事情がある場合に限り、屋外での活動及び屋外施設の利用が可能	■感染防止対策を講じた上で、特別な事情（今後の大会予定など必要性）がある場合に限り、屋外での活動及び屋外施設の利用を可能とする ■指導者の管理の下で活動できないサークルについては、原則不可とする。 ■特別な事情（今後の大会予定など必要性）が無いサークル（文化系含む）については、原則不可とする	■活動時間は2時間/日以内とする。 ■7時～18時30分（平日のみ）	■屋内施設は原則不可とする。ただし活動が認められた場合に限り、換気が可能な部室、教室、森口記念館、5号館3階学生ホール、体育館アリーナ、ステージ、体育室3は使用可とする	○	■サークルの部長が責任をもって管理・監督すること。 ■部室のカギの貸出等は、まず学生支援係へ申し出る事。その後活動の有無等を確認し守衛へ連絡する。学生は守衛所へカギを借りに行く（部室内での活動は認めないため、用が済んだらすぐに守衛にカギを返却すること）。部室のカギは、サークルの代表及び副代表等、役職者のみに貸し出す。
4：制限一大	■全面停止	全ての活動禁止	—	×	×	—
5：停止	■全面停止	全ての活動禁止	—	×	×	—

※1 [感染防止対策]、別添参照

※2 屋外施設は、弓道場、雨天体育場、投球練習場、テニスコート、陸上競技場、多目的グラウンドのみ使用可